

卓 話

『ビールに関する雑学』

岐阜北税務署長 安井 秀樹 様

ビールのあの旨さは何か？もちろん、麦芽の味わいですね。麦芽比率が低い発泡酒や第三のビールでは、あの味わいを出すのは、本当に難しいと思います。とはいえ、景気低迷が長引き「家で飲む」需要が増える中、安いビール系飲料……特に第3のビールの売上は堅調なようです。特に、最近では350ml 缶でも80円を割り込む韓国産のビール系飲料が、市場を席巻しているようです。

ビールと発泡酒、第3のビールの価格の違いを生み出したのは、実は酒税が原因です。ご承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、ビールは、麦芽比率に応じて課税されることになっています。麦芽67%以上とされるビールの酒税は、1ℓ当たり220円です。350ml 缶では、77円が酒税です。ところが、発泡酒でこの麦芽比率が25%以上50%未満になると、税額は1ℓ当たり178円に、25%未満になると、税額は1ℓ当たり134円に下がります。最近の発泡酒は、麦芽25%未満で1缶140円（内酒税47円）の商品が乱立しています。

更に、麦芽50%未満の発泡酒に1滴でもスピリッツを垂らすとリキュール……いわゆる第3のビールとなり、酒の区分が変わりますので、税負担が激減します。この第3のビールの税額は、1ℓ当たり80円。税率は、発泡酒より4割も低くなり、1缶120円（内酒税28円）ですので、売れるのは第3のビールだけといった状況です。

今流行のノンアルコールビールですが、アルコール分0～1%未満のものが、ノンアルコールビールと言われています。ノンアルコールビールは、酒税法上の「酒類」に該当しませんので、清涼飲料水扱いされ、酒税はかかりません。

「食べて糖 飲んで血圧 吸えばガン」うまいサラリーマン川柳がありますね。酒を飲めば、アルコールが体内で分解されてカロリーが発生します。別に、清酒でなくとも、ビールでもウィスキーでも同じことです。その点、焼酎は糖分がゼロなのでカロリーが低いとか、血糖値があがりにくいと言われていたのですが、高カロリーのおつまみと一緒に飲んだり、飲みすぎれば同じことです。

昭和初期の話ですが、ジョッキに注がれたビールの泡が多すぎるのは、容量違反、不当利益であると訴えた人があったそうです。口から泡を飛ばす大論争をすること3年。判決は「泡もビールのうち」という理由で敗訴したそうですが、そのときに「泡の方が密度が濃い」という鑑定結果もあったそうです。訴える人も、裁判所も暇だったのでしょう。

でも、その道の権威に言わせると、ビールの泡は、ビールの中の炭酸ガスの発生や、空気による酸化を抑える働きがあるそうです。

「ビールを飲みすぎると痛風になる」とよく言われます。これは厳密に言いますと「ビール酵母が濾過されてしまったビールを飲みすぎると痛風になる」のだそうです。ビール酵母は、肝臓での尿酸の合成を押さえる効果があるそうです。つまりビール酵母が入ったビールなら、飲んで大丈夫どころか、痛風にも効くそうです。

残念ながら、日本で発売されているビールの97%は、酵母が完全に取り除かれてしまったビールです。だから、単なるビールを飲むのでは、やっぱり痛風になってしまいます。では、生ビールは、生だから酵母が入っていると思われるかもしれませんが、入っていません。「生＝火入れ殺菌していない」という意味であり、酵母が生きているという意味ではないそうです。

さて、岐阜北税務署では、納税者の皆様に国税電子申告・納税システム（e-Tax）をご利用していただけるよう、積極的な勧奨に努めているところです。このe-Taxは、インターネッ

トを通じて、自宅やオフィスから所得税・法人税・消費税・印紙税等の申告や各種申請・届出ができるものです。

また、納税につきましても、税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスから納税できるようになりました。事前に税務署に届出をしておけば、e-Tax を利用して電子申告をした後に、簡単なクリック操作で、届出をした預金口座からの振替により、即時又は期日を指定して納付することができますので、源泉所得税の毎月納付手続きなど、特に利用回数の多い手続きに便利なシステムです。

岐阜市のオピニオンリーダーである岐阜北ロータリークラブの会員の皆様方には、このe-Tax を会社の法人税や消費税の確定申告等に、そして皆さんやご家族の方の確定申告に是非ご利用ください。最後になぞかけを一つ。

「e-Tax とかけまして、テニスと解きます
そのころは ネットを利用してサービスします 」